

早稲田大学 大学院法学研究科
2018年度 修士課程入学試験問題(国内受験)
【専修科目】

民事法学専攻	民法
--------	----

以下の問題のうちから 1 つを選んで解答しなさい。

〔日本人学生用〕

問題 1

民法は、不当利得制度の原則規定としては 703 条の 1 箇条を置いているにすぎないが、これは、いわゆる「侵害不当利得」に関する規定であるといわれている。そのため、判例・学説は、日本民法には規定がないいわゆる「給付不当利得」について、その理論化に努めてきた。そして、2017 年の民法改正で、やっと「給付不当利得」に関する規定が置かれたため、これによってわが国の不当利得制度が整備されたといえる。

では、「侵害不当利得」と「給付不当利得」とは、どのようなものなのかを論じなさい。

問題 2

夫婦別姓、再婚禁止期間、婚外子、嫡出推定、生殖補助医療、同性婚、離婚後の共同親権、児童虐待などの具体的な事例をあげながら、家族や子どもをめぐる裁判例と家族法の改正について論じなさい。

〔外国人留学生用〕

問題 1

2017 年の日本の民法改正については、外国人であってもよく理解していると思われるが、では、自分の関心のあるテーマを 1 つ取り上げ、どの点がどのように改正されたのかを論じなさい。

問題 2

夫婦別姓、再婚禁止期間、婚外子、嫡出推定、生殖補助医療、同性婚、離婚後の共同親権、児童虐待などの具体的な事例をあげながら、日本における家族法改正について論じなさい。

答案の書き方 (横書) 縦書)

六法全書の使用を (認める) / 認めない)